



こんにちは
加藤ひろし
です

第89号



私の活動地域
晴海・勝どき・豊海町
築地・浜離宮庭園

くらしや区政のご相談
お気軽にお電話ください
3551-6820 (事務所)
3533-0583 (自宅)

日本共産党中央区議会議員 私のブログもご覧ください『こんにちは加藤ひろしです』で検索!

**いよいよ晴海5丁目選手村本格工事始まる
工事車両の通行ルート等、地域への影響は深刻**



私（加藤ひろし）は、12月14日午後6時30分より、アート晴海で開催された「晴海地区まちづくり協議会」を傍聴しました。議事は、選手村建設に伴う「晴海5丁目西地区再開発計画・工事概要について」、「選手村施設整備の進捗状況について」、それぞれ東京都の担当課長より説明がありました。傍聴席は、追加のイスを持ち出さなければならぬほどの参加者で一杯、いよいよ工事が始まるということに関心の高さを示していました。

本格工事が始まった選手村建設（晴海5丁目）1/9 加藤撮影

施設整備については、東京都の施設整備担当課長より「選手の宿泊棟としてオリンピック関係について当初計画の17、000床から18、000床へと1、000床を増加する変更を行い、パラリンピックについては当初の計画通り8、000人を整備する計画」の説明がありました。

また、ビレッジプラザとして整備される「選手やチーム役員、メディア、VIP、ゲストが利用する施設」については、基本設計を開始したことが報告されました。メインダイニング「ポリクリニク、スポーツジム、レクレーション、トランスポートモール、ウエルカムセンター」などについては、全体的に変更がないとのことです。選手村整備に関しては、現在土盛り作業など基盤整備工事が進められています。建物などは2017年1月建築工事に着手。2019年（平成31年）12月には大会時には必要な部分の整備完了し、2024年（平成36年）年度には事業完了予定です。



築地市場移転反対・現在地で再整備を

日本共産党中央区議団ニュース

2017年1月上旬号 中央区築地1-1-1
電話3546-5563, FAX3546-9570

一日往復2000台から
2500台の工事車両が

「晴海5丁目西地区再開発計画・工事概要について」の工事説明では、2017年1月から工事を開始。選手村の工事車両は、晴海通り、有明通りを通行し、掘削工事に伴う発生土の海上輸送を行い、総数での工事車両台数の低減を図るとしています。工事中、晴海通り、有明通り（晴海大橋）を利用する工事車両通行台数は、工事期間によって変動をしますが、おおむね

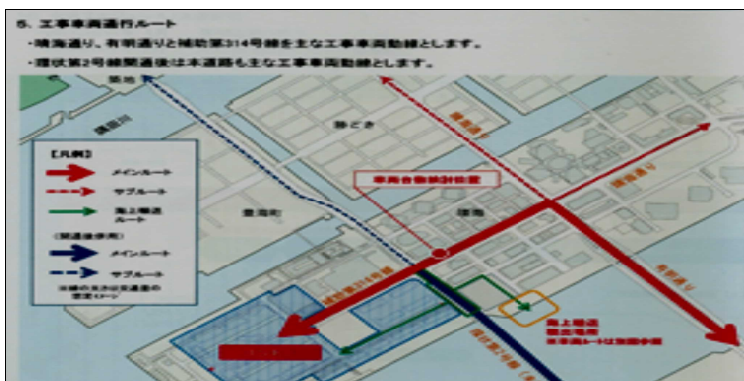


暫定利用の要望が出ている豊洲大橋

一日当たり片道約1、000台から約1、250台が通行し、往復で最大2500台。うち基盤整備工事関係は最大で片道約220台が選手村工事として通行するとしています。

作業員の通勤ルートは

作業員の通勤路は勝どき駅とし、通勤時間帯は、朝の混雑時をさけ午前6時30分から7時30分とし、最盛期（2018年6月から2019年2月）には常



予定されている工事車両通行ルート

時3、000人を超えると予測しています。

晴海連合町会名で

要望書が提出

都の説明を受け、「まちづくりに協議会」の各委員から「晴海通りが工事車両によって一層渋滞する可能性」があること。「子どもや高齢者の横断などに支障が生じると同時に交通事故への懸念」「土砂の搬出入だけでなく建築資材についても海上

輸送への要望」や、交通安全対策として「工事車両や交通誘導員などへの徹底した指導・監督」「豊洲駅の利用やシャトルバスの運行」を求める意見が相次いで出されました。その上で、町会長・自治会長の総意として、東京都に豊洲大橋の「暫定」利用を求める晴海連合町会名で、中央区長及び小池都知事宛てに要望書が提出されました（要望書の全文は別途の通りです）。私（加藤）は、区民の声の実現のために力を尽くします。

要望書全文（原文のまま）

要望書

（晴海5丁目西地区開発にかかわる工事車両動線等について）

平素より晴海地域の発展に格別なご配慮を賜り、御礼申し上げます。

さて、晴海地域住民にとって選手村整備工事をはじめとする諸工事の日常生活に対する影響が大きく、さらに来年早々から本格的な工事が進むと工事の諸段階において対応策を協議してゆく必要があるものと考慮します。

私たちはオリンピック及びパラリンピック選手村建設に反対するものではありませんが、晴海地域住民の負荷は並大抵のものではありません。方向性を誤れば地域分解の危機さへ孕んでおります。

このような事態の誘因をさけるためにも安心・安全の中で日常的な生活が出来るよう以下の通り改善策を講ずることを強く要望します。

1. オリンピック・パラリンピック選手村工事における発生土の搬出をはじめ、一層の海上輸送に努めること。
2. 基盤整備、地下躯体、埋め戻し、地上躯体、仕上げ、各工種における土砂、資機材の搬入、搬出を車両等で行う場合には、晴海通り及び補助線314号線道路の緩和を図るため工事車両通行メインルートを現在未開通状態にある環状2号線・豊洲大橋を全車線（晴海5丁目交差点⇄豊洲市場駅前交差点）暫定開通し、活用すること。
3. 有明通り（晴海大橋）から晴海5丁目工事現場への土砂、資機材の搬入をする場合、晴海3丁目交差点の2つ手前（海側）のふ頭内通路を使用すること。
4. 学童通学時および帰宅時の時間帯は、車両通行を減少するなど影響緩和対策をすること。
5. 工事期間中の第1段階から第4段階へ推移する中で、工事車両の通行ルートは、「都民ファースト」を基本に常に合理的な観点から柔軟に検討し、最良の方策で進めること。以上。